

山陽小野田市立山口東京理科大学

研究代表者等人件費制度に関する取扱規程における活用方針

令和5年4月1日

山陽小野田市立山口東京理科大学研究代表者等人件費制度に関する取扱規程（以下「規程」という。）第6条に基づく人件費相当財源の活用方針は、次のとおりとする。

また、各府省庁が公募する競争的研究費以外の研究費や民間からの受託・共同研究費等においても、研究者代表者等の人件費支出が可能な研究費である場合、研究に従事するエフォートの比率に応じた人件費の額を算出し、規程及び本方針に沿った活用を行うものとする。

1. 目標

本学は、競争的研究費の直接経費から研究代表者等の人件費支出により確保した財源を活用することにより、基本理念に掲げる「波及効果の期待できる独創的・先進的研究の推進」を加速させるため、若手研究者の支援、研究環境の整備等の実施により、更なる研究力強化を図ることを目標とする。

2. 目標を達成するための経費の使途、実施事業等

本制度により確保された財源については、以下に活用するものとする。

(1) 当該財源に係る研究代表者等の処遇改善

研究代表者等への報酬、研究費追加配分等を実施。

(2) 若手研究者の支援

若手研究者の新規雇用、国際交流支援、論文投稿支援等を実施。

(3) 研究環境の整備

共通機器の整備、図書館の研究資料整備、研究施設の光熱水費の充当等を実施。

(4) その他学長が適当と認めた事業

学長が推進する新規事業の実施及び既存事業の拡充。その他、研究代表者等からの申請により、本学の研究力確保のために学長が適当と認めた事業の実施。

3. 執行にあたっての留意事項等

(1) 直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者代表者等が、研究を着実に遂行するために判断するものであることから、山陽小野田市立山口東京理科大学研究代表者等人件費制度の活用を強制するものではない。

(2) 目標の達成に向け、研究者の処遇改善、研究環境整備等と併せて取り組む。

(3) 本活用方針は、本学研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

以上